

訪問介護予防サービス事業重要事項説明書 概要(要点掲載)

当事業所介護保険指定No (群馬県 第1072200056号)

訪問介護予防サービスとは

契約者に対して指定訪問介護予防サービスを提供します。介護保険法令に従い、居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として以下のサービスを提供いたします。

- 事業の実施地域 吉岡町及び榛東村全域
- サービス提供時間帯 月曜日～日曜日 午前7時～午後9時まで
- 提供サービスの概要
 - 1. 身体介護 入浴、排泄、食事等
 - 2. 生活援助 調理、洗濯、掃除、買い物等
- サービスの実施頻度
介護予防サービス計画(ケアプラン) に基づき 週1回～3回以上 ただし契約者の状態変化等により変更することもあります。

以下「訪問介護予防サービス事業重要事項説明書」の項目を記載します。

(詳細は来所時に係員が説明いたします。)

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の体制
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. サービスの利用に関する留意事項
6. 守秘義務について
7. 緊急時の対応について
8. 損害賠償について
9. 苦情の受付について

ご説明後、内容の同意について書面で確認していただきます。(以下書式概要)

指定介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	事業所番号	1072200056
	所在地	群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地の4
	名称	社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
		会長 印
	説明者	所属
		氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者	住所	
	氏名	印
(代理人)	続柄	
	住所	
	氏名	印